

議案第30号

志摩市指定金融機関の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第235条第2項及び地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第168条第2項の規定により、令和8年4月1日から株式会社百五銀行を志摩市の指定金融機関として指定する。

令和8年2月26日 提出

志摩市長 橋爪政吉